

昭和三十九年総理府令第三十三号

寒冷地手当支給規則

国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条、第二条及び第三条の規定に基づき、寒冷地手当支給規則を次のように定める。

(法別表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署等)

第一条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号。以下「法」という。)第一条第二号の内閣総理大臣が定める官署は、別表に掲げる官署とする。

法第一条第二号の内閣総理大臣が定める区域は、市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域のうち、別表に掲げる官署からおむね一キロメートル以内の区域の全部又は一部が含まれる区域とする。

(世帯主である職員)

第二条 法第二条第一項の表の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

扶養親族(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第十二条第二項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)を有する者

二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

(扶養親族のある職員に含まない職員)

第三条 法第二条第一項の表備考の「一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(内閣総理大臣が定めるものに限る。)」は、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員であつて、職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が二以上ある場合にあつては、すべての当該住居)と法別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの(次項及び第七条第一項第三号において「最短距離」という。)が六十キロメートル以上であるものとする。

法第二条第一項の表備考の「これに準ずるものとして内閣総理大臣が定めるもの」は、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であつて扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が六十キロメートル以上であるものとする。

(支給額が零となる職員)

第四条 法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第七十九条第二号に掲げる事由に該当しにされている職員

二 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされている職員

三 国家公務員法第八十二条の規定により停職にされている職員

四 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書の許可を受けている職員

五 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第一百七号)第一条第一項の規定により派遣されている職員

六 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条の規定により育児休業をしている職員

七 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第八条

八 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十二条第一項の規定により派遣されている職員

九 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)第二条

十 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第一条第五項

十一 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)第二条

十二 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第七十八号)第二条第

十四 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(令和四年法律第十五号)第十五条第一項の規定により派遣されている職員

十五 本邦外にある職員(第五号に掲げる職員及び法第二条第一項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。)

(日割計算の額等)

第六条 法第二条第四項の内閣総理大臣が定める額は、同条第一項又は第二項の規定による額を定に基づく給与の支給を受けていない職員同条第四項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条第

一項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

法第二条第四項第三号の内閣総理大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二条第一項に規定する基準日

二 法第二条第三項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員(法第一条に規定する支給対象職員をいう。以下この項及び次条において同じ。)が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

三 基準日において法第二条第三項第一号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末までの間に、一般職給与法第二十三条第二項、第三項又は第五項の規定による割合が変更された場合

(支給日等)

第七条 各庁の長(一般職給与法第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。次項において同じ。)は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。

一 職員の在勤する官署が別表に掲げる官署である場合 当該職員の住居の所在地

二 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合(次号に掲げる場合を除く。)当該職員が扶養親族と同居していること。

三 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合であつて、当該職員が扶養親族と同居していないとき。最短距離が六十キロメートル未満であること。

二 各庁の長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。

三 基準日から支給日(一般職給与法第九条ただし書の規定により俸給を支給する場合にあつては、当該基準日の属する月における後の支給日。第四項において同じ。)の前日までの間に離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

四 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成三十一年法律第十八号)第二十五条

第一項の規定により派遣されている職員

五 法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第七十九条第二号に掲げる事由に該当しにされている職員

二 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされている職員

三 国家公務員法第八十二条の規定により停職にされている職員

四 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書の許可を受けている職員

五 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第一百七号)第一条第一項の規定により派遣されている職員

六 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条の規定により育児休業をしている職員

七 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第八条

八 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十二条第一項の規定により派遣されている職員

九 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)第二条

十 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第四十五号)第一条第五項

十一 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第二百二十一号)第二条

三 基準日から引き続いて第四条各号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日(一般職給与法第九条ただし書の規定により俸給を支給する場合にあつては、当該基準日の属する月における先の支給日)後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

四 支給対象職員が基準日の属する月にその所属する一般職給与法の俸給の支給義務者を異にして異動した場合における当該基準日に係る寒冷地手当は、当該基準日に支給対象職員が所属する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条第

一項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

法第二条第四項第三号の内閣総理大臣が定め

る場合、次に掲げる場合とする。

一 法第二条第一項に規定する基準日

二 法第二条第三項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員(法第一条に規定する支給対象職員をいう。以下この項及び次条において同じ。)が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

三 基準日において法第二条第三項第一号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末までの間に、一般職給与法第二十三条第二項、第三項又は第五項の規定による割合が変更された場合

(支給日等)

第七条 各庁の長(一般職給与法第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。次

項において同じ。)は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養

親族の住居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。

一 職員の在勤する官署が別表に掲げる官署である場合 当該職員の住居の所在地

二 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合(次号に掲げる場合を除く。)当該職員が扶養親族と同居していること。

三 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合であつて、当該職員が扶養親族と同居していないとき。最短距離が六十キロメートル未満であること。

二 各庁の長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の扶養

親族の住居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。

一 職員の在勤する官署が別表に掲げる官署である場合 当該職員の住居の所在地

二 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合(次号に掲げる場合を除く。)当該職員が扶養親族と同居していること。

三 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合であつて、当該職員が扶養

親族の住居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。

一 職員の在勤する官署が別表に掲げる官署である場合 当該職員の住居の所在地

二 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合(次号に掲げる場合を除く。)当該職員が扶養親族と同居していること。

三 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合であつて、当該職員が扶養

親族の住居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。

一 職員の在勤する官署が別表に掲げる官署である場合 当該職員の住居の所在地

二 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合(次号に掲げる場合を除く。)当該職員が扶養親族と同居していること。

3 改正法附則第二項第二号の内閣総理大臣が定	1 2	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1 号俸	額
	2 9 1, 4 8 0	2 7 5 1, 4 8 0	2 5 0, 1, 2 0	2 4 0, 8 8 0	2 3 0, 2 0	2 2 0, 8 0	2 0 4, 8 0	1 9 3, 8 0	1 8 3, 4 4	1 7 3, 6 8	1 4 5, 6 8	1 3 6, 5 5 2	1 3 6, 5 3 2 円

1 (施行期日)
この府令は、公布の日から施行し、改正後の支給規則（以下「改正後の支給規則」という。）の規定は、昭和四十三年八月三十一日から適用する。ただし、改正後の支給規則第一条第三項第六号の規定は、同年十二月十四日から適用する。
(俸給月額等)

1

計
容

三号口又は第四号ハに該当する場合を除く。) 基準日において当該職員が受ける俸給月額から同日における当該職員の属する職務の等級の最高の号俸の額を減じた額を、同日ににおける当該職務の等級の最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額で除して得た数に、同日における当該職務の等級の最高の号俸の号数から昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を加えた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額に乗じて得た額と、同日ににおける当該職務の等級の最高の号俸の額との合

四

該号俸に係る別表の調整数欄に掲げる数を
加えた数との合計数から、昭和四十三年八
月三十一日における当該職務の等級の最高
の号俸の号数を減じた数を、同日における
当該職務の等級の最高の号俸の額からその
直近下位の号俸の額を減じた額に乗じて得
た額と、同日における当該職務の等級の最
高の号俸の額との合計額
ハ 基準日において当該職員が受ける調整号
俸の号数が当該職員の属する職務の等級の
昭和四十三年八月三十一日における最高の
号俸の号数を超える号数である場合にあつ
ては、当該調整号俸の号数から同日におけ
る当該職務の等級の最高の号俸の号数を減
じた数を、同日における当該職務の等級の
最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額
との差額に乗じて得た額と、同日における
当該職務の等級の最高の号俸の額との合
計額
基準日において当該職員の属する職務の等
級が行政職俸給表(一)、税務職俸給表、公
安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、海事
職俸給表(二)又は医療職俸給表(二)の特
一等級である場合 次のイ、ロ又はハに掲げ

5

(は)

、昭和四十四年二月二十八日とする。

4 (経過措置の適用を受ける者の支給期限)
改正法附則第三項の内閣総理大臣が定める日

額を基礎とした場合における当該職員の俸給の調整額との合計額

当該職員に係る当該各号に掲げる額とその

における当該職員の俸給の調整額との合計額
口 前各号の一に該当する場合にあつては、

務の等級の号俸の時和四十三年八月三十一日における額とその額を基礎とした場合につけた旨該員の基合の調整額につき十項

前項に記載の場合は、基準日における職務の等級の号俸の昭和四十三年八月三十一

受ける場合 次のイ又はロに掲げる額
イ 前各号に該当する場合以外の場合にあつ

五 合にあつては、基準日において当該職員が當該対応俸給月額を受けるものとした場合に前号イ、ロ又はハの規定により得られる額

昭和四十八年八月三十日（当該職員の俸給が同日における当該職員の俸給の調整額と同一のものとされる場合）	一日において受けた該職員の俸給月額（以下「旧の合計額」といふ）に第三号において同じ。）
係る号俸の号数が同日における当該職員の属する職務の等級の昭和四十三年八月三十一日	係る号俸の号数が同日における当該職員の属する職務の等級の昭和四十三年八月三十一日
における最高の号俸の号数以下である場合	における最高の号俸の号数以下である場合
二 旧俸給月額が改正昭和四十八年八月三十一日において当該職員が旧前の給与法の規定により当該職員の職務の等級の号俸の最高の号俸を超える俸給月額である場合	二 旧俸給月額が改正昭和四十八年八月三十一日において当該職員が旧前の給与法の規定により当該職員の職務の等級の号俸の最高の号俸を超える俸給月額である場合

昭和四十九年八月三十日から適用する。	（施行期日等）
附 則（昭和五〇年三月一五日総理府令第一号）	第六五号
この府令は、公布の日から施行し、改正後の昭和四十九年八月三十日から適用する。	（施行期日等）
附 則（昭和五一年七月一五日総理府令第三五号）	第六五号
この府令は、公布の日から施行する。	（施行期日等）
附 則（昭和五一年八月八日総理府令第三九号）	第六五号
この府令は、公布の日から施行する。	（施行期日等）

昭和四十九年八月三十日から適用する。	（施行期日等）
附 則（昭和五一年七月一五日総理府令第一号）	第六五号
この府令は、公布の日から施行し、改正後の昭和四十九年八月三十日から適用する。	（施行期日等）
附 則（昭和五一年八月八日総理府令第三五号）	第六五号
この府令は、公布の日から施行する。	（施行期日等）
附 則（昭和五一年八月八日総理府令第三九号）	第六五号
この府令は、公布の日から施行する。	（施行期日等）

昭和四十九年八月三十日から適用する。	（施行期日等）
附 則（昭和五一年七月一五日総理府令第一号）	第六五号
この府令は、公布の日から施行し、改正後の昭和四十九年八月三十日から適用する。	（施行期日等）
附 則（昭和五一年八月八日総理府令第三五号）	第六五号
この府令は、公布の日から施行する。	（施行期日等）
附 則（昭和五一年八月八日総理府令第三九号）	第六五号
この府令は、公布の日から施行する。	（施行期日等）

五

五 基準日において当該職員が俸給の調整額又は教職調整額を受ける場合(次号の場合を除く)前項の規定による職務の等級の号俸の額又は前各号の規定による額(次号において「仮定俸給月額」という)とそれらの額を基礎とした場合における当該職員の人事院規則九一六一二五(人事院規則九一六(俸給の調整額)の一部を改正する人事院規則)による改正前的人事院規則九一六(俸給の調整額)(次号において「改正前の人事院規則九一六」という)第一条第二項の規定により算出した俸給の調整額又は教職調整額との合計額基準日において職員が医療職俸給表(三)六

五
基準日において当該職員が俸給の調整額又は教職調整額を受ける場合（次号の場合を除く。）前項の規定による職務の等級の号俸の額又は前各号の規定による額（次号において「仮定俸給月額」という。）とそれらの額を基礎とした場合における当該職員の人事院規則九一六二五（人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）による改正前の人事院規則九一六（俸給の調整額）（次号において「改正前の人事院規則九一六」という。）第一条第二項の規定により算出した俸給の調整額又は教職調整額との合計額基準日において職員が医療職俸給表（三）の適用を受け、かつ、次のイ又はロに掲げる場合に該当する場合 仮定俸給月額に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じてそれぞれイ又はロに掲げる額を加算した額
イ 俸給の調整額を受けている場合 仮定俸給月額を基礎とした場合における当該職員

7

二 改正法附則第四項に規定する改正前の法の例による額

二 指定職俸給表十一号俸の俸給月額を受けたとした場合に算出される改正法附則第四項に規定する改正前の法の例による額から、その額の百分の三に相当する額に昭和五十五年八月三十日からの経過年数を乗じて得た額を減じた額

法第一條後段又は第二条の二第一項後段の規定の適用を受ける職員についての改正法附則第四項の内閣総理大臣が定める額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内で、各序の長（その委任を受けた者を含む。）が内閣総理大臣と協議して定める額とする。

6 5 4

改正法附則第三項の内閣總理大臣が定める日は、昭和五十六年二月二十八日とする。
改正法附則第四項の内閣總理大臣が定める職員は、寒冷地手当の支給を受けることとなつた日前六月以内の基準日において、改正法による改正後の国家公務員の寒冷地手当に關する法律（以下「法」という。）第一条前段の内閣總理大臣が定める職員であつた者とする。
改正法附則第四項の内閣總理大臣が定める額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額以下

Journal of Oral Rehabilitation 2003 30: 103–109

□ 例給の請求権を受けていない場合で平成三年三月三十一日において俸給の調整を行うこととされていた官職又はこれに相当する官職を占めるとき仮定俸給月額に百分の三を乗じて得た額と当該職員の属する職

Journal of Oral Rehabilitation 2003 30: 103–109

の改正前的人事院規則九一六第六条第二項の規定により算出した俸給の調整額に、仮定俸給月額に百分の三を乗じて得た額と当該職員の属する職務の級に応じて附則別表第四に掲げる額との合計額を加算した額(その額が仮定俸給月額の百分の二十五を超過するときは、又は合計額の百分の一に

俸給表

職務の級

教育職俸給表 (一)		海事職俸給表 (一)										海事職俸給表 (一)		公安職俸給表 (一)													
2級	1級	5級		4級			3級			2級		6級	5級	7級	6級		4級			3級	1級	級	10	9級	8級	6級	4級
号俸まで の号俸 9号俸 から 11	俸 8号俸 以下の号俸	俸 2号俸 以上の号俸	1号俸	俸 7号俸 以上の号俸	俸 4号俸 から 6号俸	俸 3号俸 以下の号俸	俸 9号俸 以上の号俸	俸 6号俸 から 8号俸	俸 3号俸 から 5号俸	号俸	1号俸	2号俸 までの号俸	9号俸 から 11	号俸 までの号俸	6号俸 以上の号俸	俸 5号俸 以下の号俸	号俸 3号俸 から 10	1号俸 以上の号俸	俸 7号俸 以上の号俸	号俸 1号俸 から 10	俸 3号俸 以上の号俸	号俸 1号俸 以上の号俸	俸 7号俸 以上の号俸	すべての号俸 すべての号俸	すべての号俸 すべての号俸	すべての号俸 すべての号俸	すべての号俸 すべての号俸
+2	+1	+1	+3	+2	+3	+1	+3	+2	+1	+2	+1	+1	+3	+2	+2	+1	+2	+1	+2	+1	+1	+1	+2	+2	+1	+1	+1

研究職 俸 給 表	教育職俸給表 (四)												教育職俸給表 (三)											
	1級				2級				3級				1級				2級				3級			
俸 号 俸 以下 の 号	俸 号 俸 以上 の 号	俸 号 俸 から 4号 までの 号俸	1号俸	俸 号 俸 以上 の 号	俸 号 俸 から 5号 までの 号俸	俸 号 俸 から 8号 までの 号俸	1号俸	俸 号 俸 以上 の 号	俸 号 俸 から 1号 までの 号俸															
+1	+3	+2	+1	+3	+2	+1	+3	+2	+1	+2	+1	+3	+2	+1	+3	+2	+1	+2	+1	+3	+2	+1	+4	+3

附則別表第三 行政職俸給表（一）										附則別表第三 行政職俸給表（二）											
行政職俸給表（一）					医療職俸給表（二）					医療職俸給表（三）					医療職俸給表（二）						
6級	4級	3級	2級	1級	職務の級	俸給表	イ	専門行政職俸給表以外の俸給表	備考	調整数欄の「+」の数は加える数を、「-」の数は減ずる数を示す。	5級	1級	3級	2級	1級	5級	1級	3級	2級	1級	
4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	すべての号俸	俸3号俸以上の号	2号俸	俸4号俸以上の号	俸3号俸以下の号	俸7号俸以上の号	俸4号俸から6号俸	俸3号俸以下の号	号俸12号俸以上の号	俸9号俸から1号俸	俸6号俸から8号俸	俸5号俸以下の号	すべての号俸	俸7号俸以下の号	俸4号俸から6号俸	俸3号俸以下の号	号俸12号俸以上の号
					+3	-1	-2	+1	+2	+1	+3	+2	+1	+4	+3	+2	+1	+5	+4	+3	+1

教育職俸給表 (四)		教育職俸給表 (二)		教育職俸給表 (一)		海事職俸給表 (二)		海事職俸給表 (一)		海事職俸給表 (二)		海事職俸給表 (一)		公 安 職 俸 給 表 (二)		公 安 職 俸 給 表 (一)		稅務職俸給表		行政職俸給表 (二)																										
5級	4級	3級	2級	1級	4級	3級	2級	1級	5級	4級	3級	2級	1級	6級	5級	3級	2級	1級	7級	6級	4級	3級	2級	1級	1級	10級	9級	8級	6級	4級	3級	2級	1級	6級	5級	3級	2級	1級	1級	9級	8級	1級	1級	1級	9級	8級
1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	下の号俸にあつて は、5等級)	4等級(4号俸以 上)	1等級	2等級	3等級	

この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の寒冷地手当支給規則の一部を改正する総理府令の規定は、昭和五十六年八月三十一日から適用する。

附 則（昭和六一年三月八日總理
八号）

第一条の規定による改正後の寒冷地手当支給規則別表第二及び第二条の規定による改正後の寒冷地手当支給規則の一部を改正する総理府令の規定は、昭和六十年八月三十一日から適用する。

この府令の施行の日から昭和六十一年三月三十日までの間は、この府令による改正後の寒冷地手当支給規則第五条第三項及び第八条第五項第三号中「附則第十五項」とあるのは、「附則第十六項」とする。
附 則（昭和六十一年一月二八日總理府令第六五号）
この府令は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

附 貝 (昭和六年二月一九日總理府令
第二号)
この府令は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

附 則（昭和六三年一二月二六日總理府
令第五八号）

この府令中第五条第三項及び第八条第五項第一号の改正規定は昭和六十四年一月一日から第一条第一項及び第四条第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。

附則（平成三年六月二七日總理府令第三二号）

る。この府令は平成三年七月一日から施行す。

この府令は、平成三年十月一日から施行す
（三五号）

附則（平成三年一二月二十四日總理府令
る。）

第四五号 この府令中第一条の規定は平成四年四月一日
第二条の規定は公布の日から施行する。

から第二条の規定は公布の日から施行する。
第二条の規定による改正後の寒冷地手当支給規則の一部を改正する總理令の規定は、平成三年八月三十日から適用する。

附 貞
四七号 (平成六年八月二三日総理府令第

この府令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日（平成六年九月一日）から施行する。

附 則（平成七年三月三一日総理府令第二号）

この府令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年一月一八日総理府令第五七号）

この府令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成八年四月一日総理府令第八号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年一二月一八日総理府令第五六号）

この府令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表第二の改正規定、第一条の規定並びに次項、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年一二月一八日総理府令第五五号）

この府令は、平成九年四月一日から施行する。

（施行期日等）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号。以下「改正法」という。）附則第二十項の総務大臣が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項の総務大臣が定める額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 平成九年三月一日から平成十三年二月二十八日までの間（以下「対象期間」という。）に職員が改正法第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第四項の規定によるものとした場合の基準額（以下「改正後の基準額」という。）の異なる地域に異動した場合（第三号から第六号までに掲げる場合を除く。）次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じてそれぞれイ又はロに定める額

イ 当該異動の直後に在勤する地域に係る改正後の基準額が平成九年二月二十八日において在勤していた地域に係る改正後の基準額に達しないこととなる場合（当該異動の

日以後の対象期間において更に改正後の基準額の異なる地域に異動した場合を含む。以下「基準額の低い地域に異動した場合」という。改正法附則第二十項に規定する平成八年度基準日（以下「平成八年度基準日」という。）における当該職員の俸給の月額と平成八年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第十一一条第三項及び第四項の規定の例により算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員については、平成八年度基準日における俸給の月額）又は平成八年度基準日における指定職俸給表（号俸の俸給月額のいずれか低い額（以下「基礎額」という。）に当該異動の直後に在勤する地域（当該異動の日以後の対象期間において更に改正後の基準額の異なる地域に異動した場合にあっては、平成九年三月一日から改正後の基準額の異なる地域への直近の異動の日まで）間に当該職員の在勤する地域のうち改正後の基準額の最も低い地域。以下「異動後の地域」という。）に応じて改正法第二条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（以下「改正前の法」という。）第二条第四項に規定する内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額と異動後の地域及び平成九年二月二十八日における当該職員の世帯等の区分に応じて同項に規定する内閣総理大臣が定める額を合算した額（イに該当する場合以外の場合（次号に掲げる場合を除く。）改正法附則第二十項に規定する合算した額

方整備局西田河川国道事務所飽海出張所に係る部分は同年十一月一日から適用する。
附 則 (平成一九年七月二〇日総務省令第八三号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の寒冷地手当支給規則第四条第十号の規定は平成十九年八月一日から適用する。
附 則 (平成二〇年三月一三日総務省令第二三号)
この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。
附 則 (平成二〇年八月一日総務省令第八八号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二一年四月一日総務省令第四一号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二一年十月三十日から施行する。)
附 則 (平成二二年三月三〇日総務省令第二五号)
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成二三年一〇月三日総務省令第一三七号)
この省令は、平成二十三年十月三日から施行する。
附 則 (平成二四年三月三〇日総務省令第二二号)
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成二四年一〇月一日総務省令第九四号)
この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。
附 則 (平成二四年一一月一日総務省令第一九四号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二四年一一月一五日総務省令第九六号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成二十四年十一月一日から適用する。
附 則 (平成二五年五月一日総務省令第六六号)
この省令は、平成二十五年五月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二六年四月一八日総務省令八八号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二六年五月一九日総務省令第五二号) 抄
(施行期日)
1 この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。
附 則 (平成二七年一月一三日内閣官房令第一号)
(施行期日)
1 この内閣官房は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則 (平成二七年一月一三日内閣官房令第一号)
(施行期日)
1 この内閣官房は、平成二十七年四月一日から施行する。
2 この項から附則第四項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一般職給与法 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)をいう。
二 改正法 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第一百五号)をいう。
三 旧寒冷地等在勤等職員 改正法附則第十六条第一項第一号に規定する旧寒冷地等在勤等職員をいう。
四 新寒冷地等在勤等職員 改正法附則第十六条第一項第二号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。
五 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正法附則第十六条第一項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。
六 一部施行日 改正法第三条の規定の施行の日をいう。
七 基準日 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第一条に

規定する基準日(その属する月が平成三十年三月までのものに限る。)をいう。
附 則 (平成二五年一〇月三一日総務省令第九七号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二六年二月一八日総務省令第七号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二六年二月二一日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二八年一〇月三一日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年三月三一日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年五月一九日内閣官房令第五二号)
この内閣官房令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則 (平成二九年五月一九日内閣官房令第五二号)
この内閣官房令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則 (平成三〇年二月一九日内閣官房令第一号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成三〇年五月一〇日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、公布的日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
附 則 (平成三一年二月一四日内閣官房令第二号)
この内閣官房令は、公布的日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成三十一年一月二十一日から適用する。
附 則 (平成三一年四月一日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成三一年五月二三日内閣官房令第一号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (令和二年四月一日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (令和二年六月一二日内閣官房令第四号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (令和二年四月一日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (令和二年二月二一日内閣官房令第七号)
この内閣官房令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)の施行の日(平成二十七年六月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日内閣官房令第八八号)
この内閣官房令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則 (平成二八年一〇月三一日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成二九年三月三一日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二九年五月一九日内閣官房令第五二号)
この内閣官房令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則 (平成二九年五月一九日内閣官房令第五二号)
この内閣官房令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則 (平成三〇年二月一九日内閣官房令第一号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成三〇年五月一〇日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、公布的日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
附 則 (平成三一年二月一四日内閣官房令第二号)
この内閣官房令は、公布的日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成三十一年一月二十一日から適用する。
附 則 (平成三一年四月一日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (平成三一年五月二三日内閣官房令第一号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (令和二年四月一日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (令和二年六月一二日内閣官房令第四号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (令和二年四月一日内閣官房令第三号)
この内閣官房令は、公布的日から施行する。
附 則 (令和二年二月二一日内閣官房令第七号)
この内閣官房令は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号)の施行の日(平成二十七年六月二十五日)から施行する。

